

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成31年2月28日

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	小湊雅子
同	越智妙子
同	重松恵美子

記

1 措置の通知

平成25年度定期監査（健康福祉部）の結果に対する措置

平成31年2月15日付け 八健推第1214号

平成26年度定期監査（水道局）の結果に対する措置

平成31年2月14日付け 八水経第685号

平成28年度定期監査（学校教育部）の結果に対する措置

平成31年2月12日付け 八教学学第277号

平成28年度定期監査（教育総務部）の結果に対する措置

平成31年2月22日付け 八教総人第1195号

平成28年度定期監査（人権文化ふれあい部）の結果に対する措置

平成31年2月15日付け 八人人第85号

平成29年度定期監査（危機管理課）の結果に対する措置

平成31年2月19日付け 八危第248号

平成29年度定期監査（選挙管理委員会事務局）の結果に対する措置

平成31年2月18日付け 八選管第563号

平成30年度定期監査（学校園）の結果に対する措置

平成31年2月25日付け 八教総人第1202号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

平成25年度実施健康福祉部定期監査の結果に対する措置等の内容
健康保険課

指 摘 事 項	本通知時まで講じた措置又は改善方針等		H30. 2. 23までの取組等の内容	
<p>4 国民健康保険出産費資金貸付基金について</p> <p>本基金については、出産育児一時金の支給が見込まれる世帯主に対して、その支給を受けるまでの間、出産に要する費用を支払うための資金を貸し付けることを目的として設置されている。本基金条例で基金の額を40,000千円以内とし、平成24年度末残高は30,902千円となっているが、平成21年度に出産育児一時金の直接支払制度が開始されたことなどにより、貸付件数、金額ともに大幅に減少し、平成24年度の貸付件数は1件(金額80千円)となっており、基金残高と運用実態との乖離が顕著となってきている。今後、貸付状況の推移を勘案し、基金残高の見直し等について検討すること。</p>	措置状況	3. 検討中	措置状況	3. 検討中
		<p>平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営については都道府県が責任主体となりました。制度改革にともない、運営方針、府下共通基準が示されましたが、財政、事業運営についての協議が府と市町村の間で引き続き行われており、出産費資金貸付制度等については、平成33年度以降に協議が始まることから、その動向を踏まえ検討する予定です。</p>		<p>国民健康保険制度改革により、平成30年度から国民健康保険の財政運営主体が都道府県となり国民健康保険業務が広域化されますが、出産費資金貸付制度については決定していません。</p> <p>そのため、当該基金残高の見直し等については、広域化に伴う府下統一基準への激変緩和期間終了後にその動向を踏まえ、検討する予定です。</p>